

## 令和5年度「脱炭素アクションみぞのくち」PR業務委託 仕様書

### 1 件名

令和5年度「脱炭素アクションみぞのくち」PR業務委託

### 2 目的

#### (1) 概要

本市の脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」は、脱炭素化に資する身近な取組や先進的な取組を集中的に実施し、取組の効果や利便性を実感してもらうことで、市民一人ひとりの環境配慮型のライフスタイルへの行動変容を促進し、脱炭素社会の実現を目指す取組である。

令和4年4月には、この取組などが評価され、国の「脱炭素先行地域」に選定されている。

#### (2) 目指す方向性

事業者による取組の展開や市民の行動変容を促進していくためには、市民・事業者に「自分たちも脱炭素の取組に関わっている」と実感させることが重要となる。

そこで、「みぞのくちでの生活の中で何気なく脱炭素に貢献している」という事実を一連のストーリーとして描くことで当事者意識を喚起し、ストーリーに沿った広報やアクションを起こすことで情報が拡散し、自然と話題になっていくことを目指す。また、話題性を高めることでモデル地区から脱炭素のムーブメントを起こし、他地域に波及させることを目指す。

このような方向性を実現するためには、モデル地区で活躍する事業者の強みや面白い取組などの「資源」の掘り起こしを行った上で、それらを一体のものとしてストーリー一立てすることで付加価値を生み出し、戦略的に広報を進めていく必要がある。

#### (3) 本業務について

本業務は、脱炭素アクションみぞのくちの戦略的広報を進めるにあたり、企画立案、様々な媒体を活用した市内外への情報発信、ブランドアクションづくり等について、以下のとおり委託するものである。

### 3 履行場所

川崎市内 他

### 4 事業内容

#### (1) 戦略的広報活動の企画立案及び支援業務

脱炭素アクションみぞのくちの戦略的広報活動の企画立案及び支援として、次に掲げる事項を実施すること。

- ア 戦略的広報の実施にあたって必要な調査を実施し、情報収集・分析を行った上で課題の整理を行うこと。
- イ アを元に2030年まで市民の行動変容を促進するための広報戦略を企画立案し、環境局脱炭素戦略推進室（以下「発注者」という。）に提案すること。広報戦略は次に掲げる項目を含むものとし、受託者が必要と認める項目を追加することも差支えない。
- (ア) 広報のターゲット・ペルソナ（3パターン程度）
- (イ) 市民・事業者に対して「“みぞのくち”で生活する／訪れるだけで何気なく脱炭素に貢献している」ということを分かりやすく伝え、脱炭素アクションみぞのくちで展開される様々な取組を市民生活に結びつける一連のストーリー（3パターン程度）
- (ウ) (イ)のストーリーに必要となる脱炭素アクションみぞのくち推進会議（以下「推進会議」という。）会員事業者及び取組のピックアップ・分析
- (エ) ストーリーの発信を含めた広報を通じて市民・事業者にもたらず脱炭素アクションみぞのくちのブランドイメージ
- (オ) (イ)のストーリーをさらに発展させるために有効と考えられる取組のピックアップ・分析
- (カ) (オ)でピックアップした取組をモデル地区内（本業務においては概ね高津区内を指すものとする。）に呼び込むための方策
- (キ) 脱炭素の取組を市民生活と結びつけ、市民の環境配慮型ライフスタイルへの行動変容を促進するための方策
- (ク) その他発注者が指示する項目
- ウ イで企画提案した広報戦略に基づき、イ（ウ）のストーリーを多くの市民・事業者に対し拡散することを目的としたブランドアクションを2個以企画立案し、発注者に提案すること。
- (ア) 次に掲げる内容の企画提案をそれぞれ1個ずつ行うこと。
- ① 既存のイベント「脱炭素アクションみぞのくち広場」を発展させたイベントの開催（令和5年11月頃を想定）
  - ② 自由提案のアクション（オンライン上での企画、参加者へのインセンティブ付与など、手法は限定しない。）
- (イ) 提案にあたっては特に次の点に留意すること。
- ニュースバリューを有し、メディアによる記事・ニュース化や、SNS等での話題化が見込まれること。
  - 主にモデル地区内に在住・在学・在勤の市民や、モデル地区内で事業を展開中、又は展開予定の事業者をターゲットとすること。
  - 市民・事業者が容易に参加できる内容であること。

- 可能な限り推進会議会員事業者、川崎市地球温暖化防止活動推進センター等との連携により実施し、会員事業者の脱炭素の取組、ノウハウ等の活用を図るアクションであること。
- 単発、単年で完結するアクションでなく、市民・事業者の継続的な参加が見込まれる内容であること。

(ウ) ブランドアクションは原則、川崎市内（特にモデル地区内）で実施すること。

(エ) 提案したブランドアクションを、発注者と協議し（3）のとおり実施すること。

エ 発注者との定例打合せ（月1回程度）を実施し、助言、提案等の支援を実施すること。

オ 発注者が必要と判断した場合、定例打合せ以外にも適宜、電話・メール等による対応を行うこと。

カ 高津区民を中心とした市民等にアンケートを実施し、脱炭素アクションみぞのくちの認知度、脱炭素に対する意識、本事業の広報効果等に関する調査を、次のとおり行うこと。

(ア) 令和5年4～6月の期間中に実施すること。

(イ) オンライン等を活用し、無作為抽出により実施すること。

(ウ) 設問はカに掲げる事項を把握するために必要なもののほか、回答者の属性（年代、性別、居住区、職業等）に関する設問を加えるものとする。

(エ) 最低400サンプルを収集すること。

## (2) 脱炭素アクションみぞのくちに関する PR 業務

広報戦略に基づき、脱炭素アクションみぞのくちに関する PR の企画立案、計画の策定、PR 活動として、（3）のブランドアクションの実施との連動を図りながら、次に掲げる事項を実施すること。

ア 脱炭素アクションみぞのくちに関する PR のコンセプト及びテーマの企画立案を行うこと。広報戦略において設定したストーリーやブランドイメージを象徴的に市民・事業者が発信することで、モデル地区のブランド価値向上に資するコンセプト及びテーマとする。

イ アに合わせて、効果的な PR 活動の方針及び実施手法等を併せて企画提案すること。広報物の作成、脱炭素アクションみぞのくち特設ウェブサイト（URL <https://carbon0-mizonokuchi.jp/>）のウェブサイトを指すものとし、以下「特設サイト」という。）、SNS 等の活用による情報発信、メディアリレーションの活用によるパブリシティの獲得、川崎市及び推進会議会員事業者等が運用・活用する広報媒体など、複数の手段を組み合わせることで効果的な企画とすること。

ウ ア、イの企画提案の内容を踏まえ、PR 計画を策定すること。計画には、コンセプト及びテーマに加え、いつ・誰向けに・どのように PR するのかといった手法や、ス

スケジュール等について定めること。

エ 発注者と協議の上、PR 計画に基づき、必要な資料及び媒体等の準備、調整を行った上で、PR 活動を実施すること。実施状況については、(1) エの定例打合せの機会等に、つど発注者に報告すること。

オ 特設サイトの管理、更新等を、次に掲げるとおり実施すること。

(ア) 本市からの指示に基づき、ウェブサイト全体及び各コンテンツの追加・更新・削除・修正等について次に掲げる作業を行うこと。

- 事業者等の追加に伴う事業者一覧の更新（毎月20日時点の会員情報を反映。履行期限までに最大12回）
- イベント等の告知・報告（履行期限までに最大12回）
- その他情報発信に必要なコンテンツの追加・更新・削除・修正等の作業（埋め込み動画の追加など）

(イ) 本市からの指示に基づくもの以外にも、受託者は、特設サイトを利用した効果的な広報の実施のため、ウェブサイト全体及び各コンテンツの追加・更新・削除・修正等を実施することができる。ただし、発注者と協議の上実施すること。

(ウ) サーバー、ドメインに係る費用は受託者が負担すること。

(エ) サーバーの移転、ドメインの移管等を行う場合は、発注者と協議の上実施すること。なお、ドメインを移管する場合、ドメインの種類は「.jp」とすること。

(オ) 次期受託者が異なる場合、受託者は、次期受託者が円滑かつ支障なく特設サイトの管理に係る業務等を遂行できるよう、次期受託者の決定した日から履行期限までに引継を行うものとする。

### (3) ブランドアクションの実施

(1) ウで受託者が提案し、発注者が実施を決定したブランドアクションについて、次に掲げるとおり実施すること。

ア 企画提案の内容を踏まえ、発注者と協議の上、実施計画を策定すること。計画には、実施目的、手法、スケジュール等について定めること。

イ 実施計画に基づき事務局を担い、必要な人員、物品、会場等の準備、関係者との調整、当日運営等を行うこと。また、必要な安全対策や感染症対策を講じること。特に市民・事業者の参加を伴うイベントは、参加者の安全に配慮するとともに、不測の事態に備えて必要な損害保険等を付すること。

ウ アクション参加者の集客に加え、メディアによる記事・ニュース化や、SNS 等での話題化を図るため、アクションの手法に応じた必要な広報を実施すること。

エ アクションの実施結果については、つど発注者に報告すること。

### (4) 効果測定、分析

本業務の効果測定、分析等について、次に掲げるとおり実施すること。

- ア 本業務で実施した広報、ブランドアクションについて、(1)カのアンケート結果、アクション参加者数、SNSの反響、報道状況等の実績を調査の上、効果測定を行うこと。
- イ アの効果測定の結果を踏まえ、効果的な広報手法やアクションの内容について分析すること。
- ウ 効果測定や分析の結果について報告書を作成(pdf形式)し、発注者に提出すること。

## 5 履行期限

契約を締結した日から令和6年3月31日まで

## 6 その他

- (1) 本仕様に定める業務にかかる実費経費は、全て契約代金に含まれるものとする。
- (2) 受託者は適宜、業務の進捗状況について発注者に報告するとともに、協議、説明、承認を要する業務については都度、確認を取りながら業務を進めるものとする。また、履行期限満了後速やかに、業務実施報告書を提出すること(pdf形式)。
- (3) 本業務に係る必要な人員、物品、会場等については、受託者が用意すること。
- (4) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 発注者から貸与する個人情報及び機密に属する情報は、紙媒体、電子媒体を問わず、受託者の責任において厳重に管理すること。また、これらの情報については、接触する者を最小限に限定するとともに、接触する場合にも必要最小限の対象者分に係る必要最小限の情報のみを処理することとすること。なお、これらの情報については、電子メール、はがき、FAX等漏洩の危険が大きい方法で送達してはならない。
- (6) 受託者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を発注者に報告し、応急措置を加えた後、書面により発注者に詳細な報告及びその後の方針案を提出しなければならない。
- (7) 契約期間終了後、本仕様による成果物について、発注者がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。
- (8) 本仕様による成果物の一切の権利は発注者に属することを確認するが、うち一部に受託者に属する著作権人格権が残存する場合においては、その内容を納品時にすべて明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による発注者の承諾を要するものとする。
- (9) 成果物が、発注者以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確

認すること。

- (10) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受託者双方が協議して決定するものとする。
- (11) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、発注者と受託者双方が協議して決定するものとする。